

国土交通省 南海トラフ巨大地震対策計画
関東ブロック地域対策計画（第2版）

令和4年3月30日

国土交通省

関東地方整備局、関東運輸局、東京航空局、東京管区气象台
第三管区海上保安本部、国土地理院関東地方測量部

目次

第1章 対策計画の位置づけ等	1
1-1 対策計画の位置づけ	1
1-2 対象とする地震	2
1-3 対象地域	2
1-4 発災後の行動	2
第2章 南海トラフ巨大地震(M9クラス)が発生した場合に想定される事態	3
2-1 強い揺れや巨大な津波の発生	3
(1)強い揺れ	3
(2)液状化・地盤沈下	3
(3)津波の来襲	3
(4)土砂災害	3
2-2 深刻な事態	4
(1)神奈川県、千葉県、東京都(島しょ部)に巨大な津波が襲来する	4
(2)山梨県では強い揺れにより多数の建物倒壊や火災、土砂災害による 孤立集落が発生する	4
(3)地震により公共交通施設の寸断、帰宅困難者の発生、深刻な交通 渋滞により首都圏の交通や物流機能が麻痺する	4
(4)先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差をおいて再び大き な揺れ・津波が発生	5

第3章 南海トラフ巨大地震発生時における応急活動計画	6
3-1 初動体制の立ち上げ	6
(1)活動可能な体制の構築	6
(2)南海トラフ地震臨時情報への対応	8
3-2 避難支援(住民等の安全確保)	9
(1)津波からの避難支援	9
(2)水門等の確実な操作等	10
(3)避難者の受け入れ	11
3-3 所管施設・事業者における利用者の安全確保	12
(1)列車や航空機等の安全確保	12
(2)ターミナル駅での避難誘導支援・深刻な交通渋滞の対応	13
3-4 被災状況等の把握	15
(1)ヘリや人工衛星等を活用した緊急調査・情報収集	15
(2)TEC-FORCE等の派遣	16
(3)住民や事業者等からの情報収集	17
(4)被災情報等の統合災害情報システム(DiMAPS)への集約と共有	17
3-5 被災者の救命・救助	19
(1)沿岸域における被災者の搜索救助	19
(2)状況に応じた優先的な道路啓開の実施等	19
(3)陸海空の総合啓開	21
(4)救命・救助活動の支援	23
(5)孤立集落等への対応支援	24
3-6 被害の拡大防止・軽減	25
(1)河道閉塞への対応等	25
(2)コンビナート火災・油流出等への対応	26

(3) 優先順位に基づく施設の応急復旧	26
(4) 非常災害時における国による港湾の管理等	27
(5) 被災建築物応急危険度判定活動	28
(6) 災害対策用機械・情報通信機材等の派遣	28
3-7 被災した地方公共団体支援	30
(1) リエゾンの派遣	30
(2) 情報通信機材等の派遣	31
3-8 被災者・避難者の生活支援	32
(1) 避難者に必要な物資の広域輸送	32
(2) 生活用水と衛生環境の確保	33
3-9 施設等の復旧、被災地域の復興	34
(1) 施設等の復旧	34
(2) 迅速な復旧に向けた取組	34
(3) 担い手の確保・育成	35
第4章 巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策	37
4-1 強い揺れへの備え	37
(1) 住宅、建築物、宅地の耐震化等	37
(2) 公共施設の耐震化等	37
(3) 信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備	38
(4) 地震観測の充実と長周期地震動対策	38
(5) 土砂災害対策	39
4-2 巨大な津波への備え	40
(1) 避難路・避難場所の確保等	40
(2) 津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等	40

4-3 防災強化に向けた日頃からの備え	42
(1)防災訓練	42
(2)防災教育の推進	42
(3)防災広報の充実・強化	43

(注)本文中の第3章、第4章で取組みの中心となる各地方支分部局を略字で表示。

各支分部局の略記は以下のとおり

【地整】・・・関東地方整備局

【運輸】・・・関東運輸局

【航空】・・・東京航空局

【気象】・・・東京管区气象台

【海保】・・・第三管区海上保安本部

【地理】・・・国土地理院関東地方測量部

【共通】・・・国土交通省の6地方支分部局

第1章 対策計画の位置づけ等

1-1 対策計画の位置づけ

- 関東ブロック地域対策計画(以下、本計画)は、南海トラフ巨大地震による国家的な危機に備えるべく、「国土交通省 南海トラフ巨大地震対策計画 中間取りまとめ(平成25年8月22日)」に基づき、国土交通省の地方支分部局として、広域の見地や現地の現実感を重視しながら、取り組むべき対策をまとめたもので「国土交通省 南海トラフ巨大地震対策計画(第2版)(平成31年1月29日)」及び「国土交通省 南海トラフ巨大地震対策計画(第3版)(令和3年9月17日)」を踏まえ改訂したものである。
- 取り組むべき対策は、応急活動計画と戦略的に推進する対策の2本立てとする。
 - ① 南海トラフ巨大地震発生時における応急活動計画
 - ・ 地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災及び平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部地震、平成30年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、巨大地震発生直後から概ね7日～10日目までの間を中心に、国土交通省の地方支分部局として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項に焦点を絞って記載する。
 - ② 南海トラフ巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策
 - ・ 巨大地震による揺れ・津波・土砂災害・地盤沈下・液状化・火災等による甚大な人的・物的被害を軽減するため、国土交通省の地方支分部局として取り組むべき予防的な対策を、中長期的な視点も踏まえつつ記載する。
- 各地方支分部局は、本計画等に基づき、関係機関等と連携して防災訓練を実施するとともに、その結果顕在化した課題を踏まえ、より具体的・実践的な地域対策計画となるよう必要に応じて改善していくこととする。
- 南海トラフ巨大地震が発生した際の応急活動計画や戦略的に推進すべき対策等について、住民や民間事業者等の理解や意識が深まるよう、本計画の周知に努めることとする。

1-2 対象とする地震

- 本計画では、南海トラフ巨大地震(M9クラス)を想定している。

1-3 対象地域

- 本計画において対象とする地域は、関東地方1都8県のうち各地方支分部局の所管するエリア(以下、関東ブロック)を対象とする。
- また、支援については南海トラフ巨大地震発生時において甚大な被害が予想される中部・近畿・四国・九州ブロックを想定する。
 - ※ 1都8県とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県である。

1-4 発災後の行動

- 各地方支分部局は対象となる地震が発生した場合は、速やかに本計画の対策を実行に移し、被害の軽減に努めることとする。
- また、平素より発災時に速やかに行動ができるよう本計画に基づき準備を進めることとする。

第2章 南海トラフ巨大地震(M9クラス)が発生した場合に想定される事態

本計画では中央防災会議が公表した「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」(平成25年5月)や東日本大震災及び平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部地震、平成30年北海道胆振東部地震における知見等を基に、関東ブロックにおける南海トラフ巨大地震発生に伴う事態をできる限り具体的に想定しつつ対策の検討を行う。

2-1 強い揺れや巨大な津波の発生

(1) 強い揺れ

- ・ 関東ブロックでは、広い範囲で震度5弱から震度6強の揺れが発生し、特に山梨県・長野県で最大震度6強、神奈川県で最大震度6弱の強い揺れが想定される。
- ・ また、首都機能が集積する東京都心部では、最大震度5強の強い揺れが発生する。
- ・ 東京都の島しょ部では、伊豆諸島で最大震度5強の強い揺れが発生する。

(2) 液状化・地盤沈下

- ・ 東京湾沿岸部や江戸川・荒川等の河川周辺、及び山梨県の甲府盆地、長野県の諏訪湖周辺で地盤の液状化や地盤沈下が発生する可能性が高い。

(3) 津波の来襲

- ・ 相模湾沿岸、東京湾内、房総半島から茨城県の沿岸にかけて広く津波が襲来する。
- ・ 津波高は、東京湾内で2～3m、相模湾沿岸や房総半島で4～11m、茨城県で3～6m、伊豆諸島では最大31mに達する。

(4) 土砂災害

- ・ 山間部では土砂災害により道路が寸断され集落が孤立する恐れがある。
- ・ 大規模崩壊により河道閉塞(天然ダム)が生じ、上流部では湛水、下流部では河道閉塞(天然ダム)の決壊に伴う土石流が発生する恐れがある。

2-2 深刻な事態

南海トラフ巨大地震の発生により、関東ブロックで想定される特に深刻な事態を以下のとおり整理する。

(1) 神奈川県、千葉県、東京都（島しょ部）に巨大な津波が襲来する

- ・ 伊豆諸島では、最短で地震発生から11分後に津波が来襲し、その後津波高は最大31mに達する。
- ・ 相模湾沿岸、房総半島では高さ4mを超える津波が来襲し、神奈川県鎌倉市で津波高が最大10m、千葉県館山市では津波高が最大11mに達する。
- ・ 津波による死者は、神奈川県、千葉県、東京都(島しょ部)を中心に約2,900人と想定され、関東ブロックで想定される死者数の約9割を占める。

(2) 山梨県では強い揺れにより多数の建物倒壊や火災、土砂災害により孤立集落が発生する

- ・ 山梨県では、最大震度6強の強い揺れによる建物倒壊や火災の発生により、死者数は最大300人に達する。
- ・ 山間部では、土砂災害等により孤立集落が最大62件発生し、救援救助の要請が高まる。

(3) 地震により公共交通施設の寸断、帰宅困難者の発生、深刻な交通渋滞により首都圏の交通や物流機能が麻痺する

- ・ 首都機能が集積する東京都心で最大震度5強の強い揺れにより公共交通施設がストップし、大量の帰宅困難者が発生する。(例:東日本大震災では約515万人)
- ・ 幹線道路では深刻な交通渋滞が発生し、経済活動や市民活動を支える交通や物流機能が麻痺する。
- ・ 東京湾では臨海部コンビナートの火災や油流出、また、津波による流出物により港湾機能の低下が生じる。

(4) 先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差をおいて再び大きな揺れ・津波が発生

- ・ 先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合、建物等の被害、応急対策の支障、地盤の崩壊や液状化等のように、二度発生することによる被害の増大、救助・捜索等の活動中での発生による二次災害が生じるおそれ。

第3章 南海トラフ巨大地震発生時における応急活動計画

地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災及び平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部地震、平成30年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、南海トラフ巨大地震発生直後から概ね7日～10日目までの間を中心に、国土交通省の地方支分部局として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項について記載する。

3-1 初動体制の立ち上げ

(1) 活動可能な体制の構築

- 関東ブロックでは、強い揺れと津波により神奈川県、千葉県、東京都(島しょ部)及び山梨県で甚大な被害が発生し、庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できない恐れがある。
- そのため、地方支分部局は、厳しい被害状況を想定しながら、初動要員および幹部要員の確実な参集、指揮命令系統の迅速な確立、非常用電源や通信手段の確保等について、応急活動計画を確実に実行するとともに、応急活動がスムーズに行えるように、関係機関と協定を締結するなど連携を強化しておく。
- 発災後は、実際の被災状況等に応じて実行可能な指揮命令系統の確立、職員・資機材等の適切な配置を行い、応急活動に全力を尽くす。また、発災後速やかに消防、警察、自衛隊、各地方公共団体、災害協定を締結している建設業者や維持管理業者等との連絡体制を構築する。特に、道路や航路の啓開に従事する建設業者等については、活動体制および対応能力について確認する。
- 応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、確保や輸送に関する計画をあらかじめ策定する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 発災直後から概ね7日～10日目までの間、各地方支分部局が所管する防災拠点における応急活動の継続が可能となるよう、全職員が3日間活動できる水・食料、燃料(4割の職員が7日間活動できる水・食料、燃料に相当)を備蓄する。

【共通】

- ・ 応急活動に必要な燃料について、燃料取扱い事業者等との協定を締結する。

【地整】

- ・ 自ら保有する燃料の管理を常に行うとともに、建設業者等の保有機械の燃料についても可能な限り備蓄状況の把握に努める。【地整】
- ・ TEC-FORCE等(リエゾンを含む)として派遣する職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、物資・燃料・レンタカー等の移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者と協定等を締結する。【地整】【気象】
- ・ 道路や航路の啓開、所管施設の迅速な点検を実施するため、関係業界団体、建設会社等との災害協定の締結、維持管理業者や災害協定会社との連絡体制の構築、関係機関との協議会の設置を推進するとともに、協定による応急復旧が円滑に進むよう、日頃から関係者間で意見交換を行い、関係者による道路啓開・航路啓開訓練や応急復旧訓練を行う。【地整】
- ・ 確実な初動体制の立ち上げと応急活動に必要な機能を確保するため、庁舎施設等活動拠点の耐震対策・津波対策、エレベーターの老朽化対策を推進する。【地整】【運輸】【航空】【気象】【海保】
- ・ 災害時に迅速・適切な応急対策を講ずることができるように、情報通信システムの安定運用を行う。【共通】
- ・ 発災時の初動体制を速やかに立ち上げるために、安否確認システムを活用するとともに、参集訓練、対策本部設置運営訓練及び関係機関との連携訓練を継続的に実施する。【共通】
- ・ 災害時における応急活動計画や各種対応マニュアルを常に見直すとともに、災害対策室に必要図書を常備しておく。【地整】【運輸】【気象】
- ・ 災害時の広域連携を迅速に実施するために、防災関係機関との情報共有及び連絡体制の強化を推進する。【共通】
- ・ 災害対応の迅速化・高度化を図るため、「統合災害情報システム(DiMAPS)」等を用いて災害初動期の情報収集・共有体制を強化するとともに、DiMAPS等を活用し、地方公共団体や関係機関との情報共有体制の強化を行う。【地整】

(2) 南海トラフ地震臨時情報への対応

- 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の地方支分部局の対応については、情報収集・連絡体制の確認、所管施設の必要に応じた点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。詳細については別に定める「『南海トラフ地震臨時情報』に関する国土交通省の対応について」等によるものとする。

3-2 避難支援（住民等の安全確保）

（1）津波からの避難支援

- 南海トラフ巨大地震においては、津波が短時間で広範囲にわたり襲来するため、迅速な避難行動が極めて重要となる。
- そのため、気象庁（東京管区气象台）は迅速に精度の高い地震情報、津波情報等を発表するとともに、地方支分部局は、地震および津波情報の迅速かつ確実な関係機関への伝達に努め、津波被害の大きな伊豆諸島等の島しょ部および相模湾沿岸部や房総半島南部における住民等の津波からの一刻も早い避難を支援する。
- 海上部において第三管区海上保安本部は、各港在泊船舶等に対する避難勧告や航行警報等の情報提供を迅速に実施し、被害の軽減を図るとともに、巡視船艇、航空機による避難広報等を実施する。
- 関東地方整備局は、開発保全航路内に設定した避泊水域において、船舶が安全に停泊できるよう保全・監視パトロールを行う。
- また、自治体の避難場所や指定された避難ルートと連携しつつ、所管管理施設を活用した避難誘導や避難場所の整備を行う。

< 平時から準備しておくべき事項 >

- ・ 緊急地震速報、津波警報及び津波観測情報の精度向上と迅速な発表に向けた取り組みを推進する。【気象】
- ・ 津波警報の発表時には道路情報板を活用した津波情報の伝達手順を定める。【地整】
- ・ 各港船舶津波協議会による避難要領及び航行警報等に係る情報入手手段を海事関係者に浸透させ、実効ある運用に万全を期す。【海保】
- ・ 地方公共団体による避難路・避難場所の整備や周知を引き続き支援するとともに、津波被害を軽減するための対策のひとつとして国道等の所管管理施設への標高標識の設置（海拔表示シートについて直轄国道では令和元年11月末時点で茨城県308基・東京都125基・千葉県99基・神奈川県1,069基を設置）により道路利用者に海拔情報を提供する。【地整】
- ・ 市町村によるハザードマップの作成や住民等による津波からの避難確保計画

の作成を支援する。【地整】

- ・ 浸水区域となる国道等においては、避難路を確保するための代替ルートをあらかじめ設定する。【地整】
- ・ 国道から高台等への避難可能な避難階段等の施設の整備を進める。(西湘バイパスに4箇所整備済)【地整】
- ・ 道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。【地整】
- ・ 船舶運航者等の海事関係者や海洋レジャー活動者の円滑な避難等を支援するため、「海の安全情報」について、より迅速かつ的確な情報発信を行うためのシステムの適正な運用を図る。【海保】
- ・ 港湾管理者において「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」等を踏まえた避難計画を策定する際の支援を行う。【地整】
- ・ 東京湾海上交通センターによる非常災害時の情報共有及び船舶への移動命令等の権限行使の手続き等が迅速かつ円滑に実施できるよう訓練を実施する。【海保】

(2) 水門等の確実な操作等

- 南海トラフ巨大地震により発生する津波による浸水を遅らせ、また浸水を最小限にとどめることにより、住民等が避難する時間を稼ぐため、津波の影響がある河川において所管する水門等の確実な操作等を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 水門等の確実な操作のため、施設の耐震化等を進めるとともに、広範囲にわたり、かつ短時間で数多くの水門等を操作する必要があること、また東日本大震災では水門等操作に携わった多数の方々が津波の犠牲になったこと等を踏まえ、津波の影響がある河川では、重点的に水門等の自動化・遠隔操作化、無動力化を推進する。【地整】
- ・ 津波警報発令時には水門等の操作員の安全を確保することから、待避条件に係る操作規則の改定を実施する。【地整】

(3) 避難者の受け入れ

- 関東ブロックでは発災1日後に約150,000人の避難者が想定されている。そのため、各地方支分部局は、応急活動に支障のない範囲で庁舎等の所管施設での短期的な避難希望者の受け入れや自治体との連携を進める。
- 関東地方整備局は、道の駅、河川防災ステーション、河川の高水敷、国営公園等の所管管理施設において、短期的に避難者を受け入れる。
- 関東運輸局は民間事業者が所有するホテル・旅館や船舶について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受け入れ先としての活用を促進する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 各地方支分部局が所管する施設で短期的に被災者・帰宅困難者等の避難を受け入れるため、周辺の地方公共団体と連携しつつ、避難者受け入れ計画を策定するとともに、道の駅等、避難者の安全確保に必要な施設の改良等を行う。

【地整】【運輸】

- ・ 水や食料等の備蓄を確保する。【地整】【運輸】【海保】
- ・ 自治体と避難施設に関する協定を締結する。【地整】【海保】
- ・ 庁舎管理者による帰宅困難者対応マニュアルの作成に係る技術的支援を行う。

【地整】

3-3 所管施設・事業者における利用者の安全確保

(1) 列車や航空機等の安全確保

- 南海トラフ巨大地震による強い揺れや津波により、東京都心部の鉄道や地下鉄、東海道線や中央本線等で発災直後に停止すると想定される。
そのため、関東運輸局は、鉄道事業者に対して主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策の実施を指導するとともに、列車停止後の乗客の安全な避難、に万全を期すよう指導する。
- また、旅客船事業者については、津波情報伝達や旅客、陸上職員、船舶等について避難行動等を実施するよう指導する。
- 羽田空港、成田空港では強い揺れにより一時的に閉鎖となるとともに、中部地域以西の多くの空港が大きな被害を受けることが予想される。
そのため、東京航空局は、発災後、空港内の旅客の避難誘導等を迅速に実施するよう指導する。
- また、甚大な被害が想定される中部圏・近畿圏の空港が被災した際の代替空港へ目的地変更を行う航空機への対応を行う。
- バスやタクシーについては旅客自動車運送事業者が乗客を安全な場所へ避難誘導するよう指導する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 特に強い揺れが想定される地域のターミナル駅等の重要な鉄道施設の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」に基づき、目標年度での実施について鉄道事業者を継続的に指導する。また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるよう継続的に指導する。【運輸】
- ・ 駅間で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、各事業者の対応策を指導するとともに、その状況を定期的に確認する。【運輸】
- ・ 旅客船事業者に対して、津波発生時に旅客、陸上職員、船舶等がとるべき避難行動等に関するマニュアルの事業者毎の整備と訓練を通じたマニュアルの見直し・改善について指導する。【運輸】

- ・ 旅客自動車運送事業者のBCP策定を支援するとともに、事業者、地方公共団体が連携した図上訓練等の実施を指導する。【運輸】
- ・ 強い揺れが想定される地域にある羽田空港、成田空港については、発災直後も空港の機能が確保されるよう、重点的に空港施設の耐震・液状化対策を進める。【航空】
- ・ 中部圏・近畿圏の空港が被災した際の代替空港へ目的地変更を行う航空機の受け入れに備えて、空港運用時間の延長を行う。【航空】

(2) ターミナル駅での避難誘導支援・深刻な交通渋滞の対応

- 都心では、一時的に公共交通サービスが停止し、大量の帰宅困難者の発生が予想される。また、幹線道路は深刻な交通渋滞となり、交通・物流機能が麻痺することが予想される。
そのため、関東運輸局は、鉄道、バス事業者等が地方公共団体と連携して、鉄道利用者や駅に集まる避難者に対し避難誘導や帰宅困難者対策が適切に行われるよう指導する。
- 関東地方整備局は、所管する幹線道路の安全確認を迅速に行うとともに、警察等と連携して適切な交通誘導に努める。また、さまざまな手段でドライバー等への情報提供を行う。
- 東京航空局は、民間事業者等と協力して、空港利用者等に対し避難に資する情報提供を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 地方公共団体が進める都市再生安全確保計画の策定支援等、帰宅困難者対策に係る地方公共団体等との連携を推進する。【地整】【運輸】
- ・ 鉄道、バス事業者等による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われるよう、事前計画の策定、これに基づく飲料水、食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を進めるよう指導する。【運輸】
- ・ 警察等と連携して適切な交通誘導を行うための訓練を実施する。【地整】
- ・ 日本道路交通情報センターと連携し、迅速な情報提供の推進に努める。【地整】

- ・ 民間事業者と協力し空港利用者等に、避難に資する情報提供体制を構築する。【航空】

3-4 被災状況等の把握

(1) ヘリや人工衛星等を活用した緊急調査・情報収集

- 南海トラフ巨大地震では、被害が広範囲にわたるため、様々な情報が輻輳し被害状況の把握に時間を要することが想定される。
- そのため、各地方支分部局は連携し、ヘリによる緊急調査を実施するとともに、CCTVの活用、人工衛星情報、関係機関からの情報収集等により情報を集約し、被害状況を包括的に把握する。
- 更に海底状況などの不可視部については、海上から港湾業務艇等による探査・情報収集を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 様々な状況下においても迅速に緊急調査を実施できるよう、各地方支分部局は下記事項をあらかじめ定めておく。
 - 甚大な被害(浸水・土砂災害・河道閉塞・孤立・火災等)が想定される地域及び最優先で調査すべき重要な施設等
 - ヘリの飛行ルート、給油ポイント
 - 職員が同乗しないヘリでの調査を可能とするための事前準備(飛行ルート、機材の改良、距離標の設置、飛行中のパイロットが飛行位置や状況を説明できるような訓練等)
 - 関係機関との連絡体制、調査結果の共有

【地整】【運輸】【航空】【気象】【海保】

- ・ 関係機関との連携を強化し、被災情報や通行可能道路状況等の情報収集体制の強化を図る。【地整】
- ・ 被災状況等の迅速な把握に資するよう、重要な施設周辺を対象にCCTV等の増設、CCTVを活用した点検マニュアルの整備を行う。【地整】
- ・ 防災対策用ヘリの配備、災害対策用ヘリによる広域的な応援体制を強化し、早期に迅速な被災状況の把握ができるように、体制の確保を図る。【地整】
- ・ ヘリ調査用の対空標識として、道路路面への号線表示や舗装された堤防天端への河川名、距離標示等の整備を進める。【地整】
- ・ 第三管区海上保安本部は、巡視船艇、航空機による被害調査を迅速に実施

できるよう巡視船艇・航空機の整備を実施し、事案即応体制を確保する。【海保】

- ・ 港湾業務艇による深淺測量等による航路・泊地等の状況把握体制を確保する。

【地整】

- ・ 自衛隊等と協定を締結して情報共有の体制を構築するとともに、情報伝達訓練を実施する。【共通】

(2) TEC-FORCE等の派遣

- 関東ブロック内の地方公共団体から災害状況の把握等の要請があった場合には、TEC-FORCEを派遣し支援する。
- 関東ブロックの被災状況を踏まえ、「南海トラフ地震TEC-FORCE活動計画」に基づき、甚大な被害が想定される地域へTEC-FORCEを派遣する。
- 震度や津波観測点の観測環境等の調査のため気象庁機動調査班(JMA-MOT)を、また、気象や地震活動等に関する情報提供・解説活動など地方公共団体等への支援のため、気象庁防災対応支援チーム(JETT)を派遣する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ TEC-FORCEの派遣について、速やかに対応できるよう、隊員の装備や後方支援を定めた規程・マニュアルを関係者間で共有する。【運輸】
- ・ 「南海トラフ地震TEC-FORCE活動計画(応援計画)」に基づき、中部、近畿、四国ブロックへTEC-FORCEを迅速に派遣できるように派遣者名簿を作成し、適時更新する。【地整】
- ・ また、東京管区気象台は、震度や津波観測点の観測環境や観測点周辺の被害状況を調査するため、気象庁機動調査班(JMA-MOT)の派遣計画を策定する。さらに都県や市町村の災害対策本部等へ各地の気象台から気象庁防災対応支援チーム(JETT)として職員を派遣し、現場のニーズや各機関の活動状況を踏まえ、気象等のきめ細かな解説を行い、地方公共団体や各関係機関の防災対応を支援する。【気象】
- ・ TEC-FORCEが使用する車両(緊急自動車を除く)については、緊急通行車両として登録するとともに、レンタカー会社やタクシー会社等と利用協定をあらかじめ締結するなど、迅速な移動手段を確保する。【地整】【気象】【地理】

- ・ 応急活動で必要となる燃料等を確保するため、関係機関と協定を締結する等、燃料供給体制を確保する。【地整】
- ・ 災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施、ICTの活用等によりTEC－FORCE等の災害対応力向上を図る。【地整】【運輸】【気象】【地理】
- ・ 様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。【地整】【運輸】【気象】
- ・ TEC-FORCE隊員を支援できる民間人材の確保やTEC-FORCEの活動をマネジメントする機能の強化など、TEC－FORCEの体制・機能の拡充・強化に努める。【地整】

(3) 住民や事業者等からの情報収集

- 地域住民、建設業者等の民間事業者の協力を得ながら、様々な手段で情報収集を行うものとする。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 建設業者等と情報収集について協定等を締結しておくとともに、情報収集・伝達・集約の手段について定める。【地整】
- ・ 所管する交通施設等の被災状況や公共交通機関(鉄道、バス、船舶)の運行(運航)状況を迅速かつ確実に把握するため、防災業務計画に定める情報連絡網の常時更新し連絡体制を整備する。【運輸】
- ・ 短時間のうちに大量に寄せられる被災情報等を迅速に集約・整理するための情報収集システムを開発・導入する。【地整】

(4) 被災情報等の統合災害情報システム(DiMAPS)への集約と共有

- 「統合災害情報システム(DiMAPS)」等を用いて災害初動期の情報収集・共有体制を強化するとともに、DiMAPS等を活用し、関係機関との情報共有体制を強化する。

< 平時から準備しておくべき事項 >

- ・ 関係する防災機関とDiMAPSを共有するとともに、訓練等を通じて実際においても十分活用できるようにする。【地理】

3-5 被災者の救命・救助

(1) 沿岸域における被災者の搜索救助

- 関東ブロックでは、伊豆諸島・相模湾沿岸部・房総半島南部において、津波による多数の行方不明者が発生することが想定される。
そのため、第三管区海上保安本部は巡視船艇、航空機を動員し、関係機関とも連携しながら、対応勢力が不足する初動期においては人命救助(火災・危険物等流出事故への対応を含む)を最優先として対応し、緊急性等も考慮しつつ、順次、人員・物資の緊急輸送等を実施する。
- 東京管区気象台は、関係機関の災害応急活動の実施の判断に資する災害気象支援資料(被災地及びその周辺の気象予報、地震活動の見通し、防災上の留意事項等)の提供を行い、被災地における災害応急活動を支援する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 発災直後において、第三管区海上保安本部は巡視船艇・航空機による搜索救助活動を迅速に実施するため、事案即応体制を確保するとともに、必要に応じて動員計画の見直しを行う。【海保】
- ・ 被災地における災害応急活動を迅速かつ的確に支援するため、災害形態に応じた情報内容や提供方法・手段をあらかじめ計画するとともに、作成訓練を実施する。【気象】
- ・ 東京湾海上交通センターによる非常災害時の情報共有及び船舶への移動命令等の権限行使の手続き等が迅速かつ円滑に実施できるよう訓練を実施する。
(再掲)【海保】

(2) 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等

- 南海トラフ巨大地震では、山梨県南部の国道20号、52号、138号などが最大震度6強と想定されており、建物の倒壊、路面損傷、橋梁段差等が発生することが想定されており、道路啓開に時間がかかる恐れがある。そのため、自動車のプローブ情報等を活用し被災状況の迅速な把握と共有を実施するとともに、関係機関や業界等と連携しつつ、状況に応じた優先的な道路啓開を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 官民の保有する自動車のプローブ情報等のビッグデータの活用やカメラ、バイク・自転車隊による調査のほか、UAVによる調査により、早期に被害状況を把握し、災害対応の強化を図る。【地整】
- ・ 発災後に道路状況に関する情報共有や啓開作業の調整等を行うため、道路管理者等関係機関による協議会を活用する。【地整】
- ・ 発災後に道路啓開に必要な重機やレッカー車等を確実に確保するため、建設業界やレッカー業界等との災害協定を締結する。【地整】
- ・ 緊急輸送ルートの基本とした道路啓開計画を策定し、関係機関と共有する。【地整】
- ・ 電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、電線共同溝の整備など無電柱化を推進する。【地整】
- ・ 緊急車両の円滑な移動のため、高速道路と一般道路等を連携させた緊急輸送ルートの確保方策について検討を推進する。【地整】
- ・ 発災時には、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するため、広域迂回への誘導、緊急交差点改良、他モードとの交通連携等ソフト・ハードの渋滞対策を検討する。【地整】
- ・ ライフラインの早期復旧に向け、道路啓開による支援を行うことを想定し、関係機関との連携体制について検討する。【地整】
- ・ 首都直下地震の対応に関する取組も参考にしつつ、役割・連携方法を確認するなど実効性を高める取組を推進する。【地整】
- ・ 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制整備などの取組を実施する。【運輸】

(3) 陸海空の総合啓開

- 神奈川県、千葉県、茨城県の太平洋沿岸での津波災害や山梨県での家屋倒壊・火災発生や土砂崩落により、広範囲に道路が寸断されることが予想される。そうした状況下においても、被災者の救命・救助を行う自衛隊や消防、警察等の一刻も早い被災地への進出・展開を支援するため、被災地への進出経路(緊急輸送ルート)を迅速に確保する必要がある。
そのため、関東地方整備局は、神奈川、千葉、茨城の太平洋沿岸での津波災害及び山梨県で想定される家屋倒壊や孤立集落に対応した道路啓開を実施するため関係機関と連携しつつ緊急輸送ルートを設定する。
- 発災後、港湾、空港は広範囲にわたりその動線が寸断されると想定されるが、海上においては船舶航行の支障となる障害物の撤去等航路啓開を行い、被災地への緊急輸送ルートを迅速に確保する必要があるため、関係機関と連携しつつ緊急輸送ルートを設定する。
- 東京管区気象台は、関係機関の災害応急活動の実施の判断に資する災害時気象支援資料(被災地及びその周辺の気象予報、地震活動の見通し、防災上の留意事項等)の提供を行い、被災地における災害応急活動を支援する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 緊急輸送ルートについて、耐震補強等の整備を実施し、被災を最小化する措置を進める。【地整】
- ・ 広範囲に特に深刻な被害が想定される山梨県において、国道20号、国道52号、138号、139号の道路啓開計画を定める。【地整】
- ・ 津波の浸水被害が想定される神奈川県の国道1・15・16・357・409号及び、千葉県の国道127号、茨城県の国道6号についての道路啓開計画を定める。【地整】
- ・ 道路及び航路等の啓開や緊急排水に必要な関係機関との連携を強めるため、建設業団体、建設業者、建設機械レンタル業者等との協定締結や企業BCPの促進、連絡体制の強化を進める。【地整】
- ・ “救命・救助”、“支援物資輸送”を支えるための道路、港湾、航路、空港、河川を総合的に活用した緊急輸送ルートを確保するため、関係機関との連体制の確

保や訓練を実施し、実効性のある総合啓開計画の策定を推進する。【地整】

- 発災直後の各港に巡視船艇等が救命・救助のため入港できるように航路確保のための迅速な水路調査体制を確保し、測量船による定期的な慣熟訓練を実施する。【海保】
- 関東港湾広域防災協議会において、関係団体との協働体制を構築するとともに、関係機関との間で航路啓開等に係る協力関係を確立する。【地整】【海保】
- 被災地における災害応急活動を迅速かつ的確に支援するため、災害形態に応じた情報内容や提供方法・手段をあらかじめ計画するとともに、作成訓練を実施する。(再掲)【気象】
- 道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。(再掲)【地整】
- 早期の災害応急対策による緊急物資輸送等の被災地支援、社会経済活動の回復等に資するために、港湾における関係機関等と連携した各種訓練や保有船舶の他港への派遣訓練等を実施する。【地整】

(4) 救命・救助活動の支援

- 自衛隊や消防等による発災直後の救命・救助活動は、大規模土砂災害の発生現場や津波被害地域で実施されると想定され、二次災害を防止するためには、現場の状況や危険度を活動主体に的確に伝えることが求められる。
そのため、関東地方整備局は被災や地形・地盤状況を示す写真・地図・画像、浸水範囲図等、被災前後の詳しい現地情報を収集・集約し、今後の拡大見込み等を救命・救助活動実施主体に情報提供並びに助言を行う。
また、東京管区気象台は、災害応急活動の実施の判断に資する災害時気象支援資料(被災地及びその周辺の気象予報、地震活動の見通し、防災上の留意事項等)の提供を行う。
- 救命・救助活動においては、部隊の活動拠点の確保が重要な課題となる。
そのため、各地方支分部局は所管する防災拠点や国営公園等については、救命・救助活動の拠点としての活用に協力する。
- 多数の負傷者等の発生が想定されるため、自動車運送事業者等からの協力を得つつ、負傷者等の緊急搬送を支援する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 被災地における災害応急活動を迅速かつ的確に支援するため、災害形態に応じた情報内容や提供方法・手段をあらかじめ計画するとともに、作成訓練を実施する。(再掲)【気象】
- ・ 負傷者等の緊急搬送について、地方公共団体と自動車運送事業者等との協定締結を支援するなど、発災直後の迅速な行動に資するよう、準備を整える。
【運輸】

(5) 孤立集落等への対応支援

- 山梨県の山間部や東京都の島しょ部及び神奈川県沿岸部では、地震・津波により多くの孤立集落の発生が予想される。
そのため、各地方支分部局は、緊急調査により集落孤立の状況を速やかに把握するとともに、救命・救助等を実施する自衛隊や消防等に対して的確な情報提供を行う。
- また、これらの機関や地方公共団体と調整しつつ、迅速かつ重点的な道路啓開等に努める。
- また、東京都(島しょ部)については迅速かつ重点的な港湾復旧のための支援を行うとともに、要請に基づき、巡視船艇や港湾業務艇及び航空機による傷病者、避難者や救援物資等の緊急輸送を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 山梨県山間部の孤立防止等のため、土砂災害防止のための砂防施設を整備する。【地整】
- ・ 東京都(島しょ部)の孤立防止等のため、港湾における防災機能強化を図るとともに、避難や緊急物資輸送等の災害復旧支援体制の強化を図る。【地整】
- ・ 地方公共団体等と連携を強化して緊急調査を実施し、孤立のおそれがある集落の状況を把握し、地方公共団体等からの要請により、巡視船艇及び航空機による傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送を実施するため、事案即応体制を確保するとともに、地方公共団体等との連携訓練を継続的に実施する。【海保】
- ・ 孤立により困難となる通信手段の確保をはかるため通信用機材の提供も含め、関係機関と連携して対応方策を検討する等、事前の準備を進める。【地整】

3-6 被害の拡大防止・軽減

(1) 河道閉塞への対応等

- 神奈川県、山梨県、長野県の山間地域では、強い揺れにより多くの斜面崩壊や地すべりが発生し、これに伴い河道閉塞が生じると想定される。
そのため、関東地方整備局は、発災直後の緊急調査の結果を踏まえ、河道閉塞発生箇所を速やかに把握するとともに、発生状況や決壊の危険性、また下流域への影響を分析、検討し、地方公共団体への情報提供等を行うとともに、重点的に住民の避難支援、危険防止対策、監視体制の強化を実施する。
- 河道閉塞等の大規模な被災や二次災害のおそれ等に対しては、迅速かつ集中的な対応を行うため、高度な技術力を持つTEC-FORCE隊員を集中的に派遣し、速やかな確認調査、必要に応じて情報提供や避難支援、危険防止対応を実施する。
- 東京管区気象台は、災害応急活動を支援、また二次災害防止の観点から、地震の発生状況や被災地等を対象とした詳細な気象情報の提供を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 河道閉塞形成の可能性が高い地域をあらかじめ把握し、発災後の対応計画の検討及び施設整備を実施する。【地整】
- ・ 山間地での円滑な応急活動に資するよう、調査資機材や分解型無人重機、計測機器の配備等、緊急調査及び応急対策に必要な装備の充実を図る。【地整】
- ・ 緊急調査を迅速に実施できるようTEC-FORCEの派遣をする為の防災体制の整備を図るとともに、対応する職員の技術力向上・維持のための研修・訓練を継続的に実施する。【地整】
- ・ 被災地における災害応急活動を迅速かつ的確に支援するため、災害形態に応じた情報内容や提供方法・手段をあらかじめ計画するとともに、作成訓練を実施する。(再掲)【気象】

(2) コンビナート火災・油流出等への対応

- 南海トラフ巨大地震での強い揺れ・液状化や津波により、東京湾岸のコンビナート等の沈下、火災、危険物の流出等が発生し、被害が拡大するおそれがある。
そのため、第三管区海上保安本部は、港湾管理者等関係機関と連携・協力しつつ、救助・救援、消火等を実施する。
- 関東地方整備局は、水質汚濁に関わる物資の支援及び消火活動への支援を行う。
- 東京管区気象台は、災害応急活動を支援、また二次災害防止の観点から、地震の発生状況や被災地等を対象とした詳細な気象情報の提供を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 被害情報の早期把握のため地方公共団体、消防機関、民間企業等関係機関との連絡・情報共有体制を確保する。【海保】
- ・ 被害の拡大防止のため官民一体となった連携訓練等を実施する。【海保】
- ・ 港湾管理者等の関係機関と火災消火、油等防除措置に関しての連携強化を図るとともに、河川水等を緊急時の消火用水として確保するため取水用ピット等の整備の支援、汚濁防止物資の支援を行う。【地整】【海保】
- ・ 被災地における災害応急活動を迅速かつ的確に支援するため、災害形態に応じた情報内容や提供方法・手段をあらかじめ計画するとともに、作成訓練を実施する。(再掲)【気象】
- ・ 民間企業が所有する護岸・岸壁の耐震化や適切な維持管理のための支援制度等、地震発生時の被災を軽減する事前対策を促進する。【地整】

(3) 優先順位に基づく施設の応急復旧

- 南海トラフ巨大地震では、広範囲にわたり甚大な被災が発生し、応急復旧資機材等の入手が通常のルートでは困難となることが懸念される。
そのため、各地方支分部局は、緊急輸送への支援や復旧資材の調達、施工業者の確保の状況等を踏まえつつ、優先度・緊急度に応じた所管施設の応急復旧を関係機関と連携・協力して行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 応急復旧用資機材等の備蓄を進める。【地整】【海保】
- ・ 特に、強い揺れや巨大な津波が想定される地域では、道路や河川構造物の耐震対策等を重点的に進める。【地整】
- ・ 海上輸送路確保のため耐震強化岸壁の整備を進める。【地整】
- ・ 航路標識の被災状況の調査、復旧、情報提供方法については、平成27年度に策定したマニュアルに基づき、定期的に訓練を実施する。【海保】
- ・ 住民が堤防上に避難することを前提とした、堤防の応急復旧活動等を円滑に行うための堤防決壊時緊急対策シミュレーション等を実施する。【地整】

(4) 非常災害時における国による港湾の管理等

- 東日本大震災の発生後、津波により港内外に大量の貨物が流出し、航路を塞いだことで、緊急物資船をはじめとする船舶の航行が困難となった。そのため、一般水域のうち災害が発生した際に障害物により船舶の交通が困難となる恐れのある水域を緊急確保航路として指定し、非常災害時には国により迅速に航路啓開作業を実施する。
- 非常災害時においては、複数の都道府県に被害が及ぶことが想定されるため、緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する拠点が必要となる。そのため、基幹的広域防災拠点を整備し、災害時は国により運用する。
- 熊本地震の発生後、通常の貨物船に加え、自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じた。
そのため、港湾管理者からの要請があり、地域の実情等を勘案して必要があると認められるときは、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 早期の災害応急対策による緊急物資輸送等の被災地支援、社会経済活動の回復等に資するために、港湾における関係機関等と連携した各種訓練や保有船舶の他港への派遣訓練等を実施する。(再掲)【地整】

(5) 被災建築物応急危険度判定活動

- 南海トラフ巨大地震により住宅・建築物の被災が想定される地域では、余震時の建築物の倒壊等による二次被害の発生も想定される。
そのため、関東地方整備局は、発災後、本省主導で支援調整される被災建築物応急危険度判定が円滑に行われるよう、本省からの派遣要請や被災状況に応じて、被災建築物応急危険度判定に関わるTEC-FORCE隊員の派遣を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 発災後、TEC-FORCE隊員を派遣することも想定されるため、整備局職員の応急危険度判定士の自治体登録者名簿を更新する。【地整】
- ・ 全国被災建築物応急危険度判定協議会主催による全国連絡訓練について情報収集するとともに、TEC-FORCE隊員の派遣要請の手続きについて習熟を図るため、整備局内で訓練を実施する。【地整】

(6) 災害対策用機械・情報通信機材等の派遣

- 関東地方整備局は、発災後速やかに被災状況を踏まえ、関東ブロック内において、排水ポンプ車、照明車、災害対策本部車等の災害対策用機械の派遣を行う。
- また発災後速やかに、衛星通信車、Ku-SAT等の情報通信機材の出動準備に着手するとともに、地方公共団体等からの要請等に応じ直ちに出勤させる。
- また、関東ブロックでの被災状況、派遣状況等を踏まえつつ、甚大な被害が想定される地域への災害対策用機械及び情報通信機材の派遣体制を確立する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 関東地方整備局が所有する災害対策用機械・情報通信機材の諸元・性能のデータベースの整備を進める。【地整】
- ・ 災害対策用機械や無人化施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。【地整】
- ・ 新たな災害対策用機械の開発に向けた検討や、現有機械の高度化に関する検討を行い、計画的な配備を進める。【地整】

- ・ 災害対策車両の輸送手段(船舶等)について検討を進める。【地整】

3-7 被災した地方公共団体支援

(1) リエゾンの派遣

- 南海トラフ巨大地震では、関東地方から九州地方にかけての広範囲にわたり、多くの地方公共団体も甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。
そのため、被災した地方公共団体にリエゾンを派遣し被害状況を把握するとともに、防災機関としての機能を喪失した地方公共団体に代わり、地方公共団体や被災者等のニーズを直接把握し、必要とされる支援に全力で取り組む。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 深刻な被害が想定されている地方公共団体に速やかに職員を派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。【運輸】【航空】【気象】【海保】【地理】
- ・ 関東ブロック内において、震度5強以上を観測した1都8県5政令市へリエゾンを迅速に派遣できるよう派遣者名簿を作成し、適時更新する。【地整】
- ・ リエゾン派遣にあたっては、事前に派遣候補者のリストを整理し、発災時に直ちに職員を派遣することができるように備えておく。【運輸】【航空】【気象】【海保】【地理】
- ・ 「南海トラフ地震におけるTEC-FORCE活動計画(応援計画)」に基づき、中部、近畿ブロックへリエゾンを迅速に派遣できるよう派遣者名簿を作成し、適時更新する。【地整】
- ・ また、公用携帯電話、モバイルパソコン等、現地派遣時に必要となる機器や環境の整備を事前に行うとともに、派遣職員の宿泊先や移動手段の確保を行う体制をあらかじめ整えておく。【共通】
- ・ 気象庁防災対応支援チーム(JETT)を地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、地震活動や気象に関する情報提供、解説を行い、地方公共団体等の防災対応を支援する。【気象】

(2) 情報通信機材等の派遣

- 「南海トラフ地震におけるTEC-FORCE活動計画」に基づき、発災後速やかに、関東地方整備局から衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共BB等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 甚大な被害が想定される地方公共団体については、当該地方公共団体や関係機関と連携しつつ、情報通信機材を用いた合同訓練を実施する。【地整】

3-8 被災者・避難者の生活支援

(1) 避難者に必要な物資の広域輸送

- 広域的な支援物資の輸送を支えるため、所管する道路、港湾、航路、空港等施設の総合啓開や応急復旧等を実施する。
- 特に、被害が大きい山梨県や東京都島しょ部、また甚大な被害が想定される地域への物資の輸送を想定し、関係機関と連携しつつ陸路および航路の輸送体制を構築する。
- 第三管区海上保安本部は、地方公共団体からの要請に基づき、巡視船艇、航空機による輸送を実施する。
- 災害時の輸送拠点や輸送路として緊急河川敷道路や緊急用船着場を活用する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 関東地方整備局は、山梨県の国道20号、国道52号等の道路啓開の計画及び高速道路会社等と連携して広域的な緊急輸送道路の計画を策定する。【地整】
- ・ 道路ネットワークのリダンダンシー確保のために、基幹ネットワークの強化を図るため、緊急輸送道路の耐震化、首都圏3環状道路、中部横断自動車道等の整備を推進する。【地整】
- ・ 物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、道路の斜面崩落防止対策、耐震補強等の対策を重点的に推進する。【地整】
- ・ 関東運輸局は、トラック事業者、倉庫事業者と管内各都県自治体との支援物資の輸送・保管及び物流専門家の派遣に係る協定締結を促進する。また、管内各都県にて設置されている支援物資物流システム連絡会において、官民の連携体制の強化、情報共有を図る(民間物資拠点等)。さらに、支援物資輸送に係る訓練を関係機関と連携し実施する。【運輸】
- ・ また、海上輸送について、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送に関する協定締結等を促進する。【運輸】
- ・ 広域的な支援物資の物流拠点となる基幹的広域防災拠点や物資拠点となるこ

とが想定される施設等については、発災後の速やかな使用を想定し、必要な対策を進める。【地整】【航空】

- ・ 地方公共団体との防災会議、訓練等を通じて具体的な物資搬送等に係る連携体制を確認する。【海保】
- ・ 緊急輸送路として主要河川における緊急用河川敷道路及び緊急用船着場等の整備や耐震化を推進し、活用計画の策定を図る。【地整】
- ・ 「重要物流道路」については、道路啓開・災害復旧を国が代行することにより、早期の機能確保を図る。【地整】

(2) 生活用水と衛生環境の確保

○ 強い揺れや巨大な津波により水供給システムや下水処理場・管路が甚大な被害を受けると想定され、山梨県では被災後1週間での断水人口が約22万人に及び、発災からの時間経過とともに避難所での衛生環境が悪化するおそれがある。

そのため、関東地方整備局は、被災時にも安定した生活用水の供給が可能となるよう、水質事故の監視および支援を実施する。利水施設管理者間が連携して対応する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 未処理の汚濁水の排水、水質事故に備えた対策を検討するとともに、関東地方水質汚濁対策連絡協議会等による連絡体制確保を促進する。【地整】
- ・ 汚濁水対策のための資材の備蓄を行う。【地整】

3-9 施設等の復旧、被災地域の復興

(1) 施設等の復旧

- 南海トラフ巨大地震が発生した場合、関東以西の太平洋沿岸部で甚大な被害が想定されており、全国的に復旧に必要な資機材や人員が不足することが想定される。
- こうした状況を踏まえ、人口集中地域やサプライチェーン等被災した場合の経済への影響の大きさ等を考慮しつつ、各施設の被災状況について十分に調査した上で、特に重要な地域については重点的・優先的に施設等の本格復旧を実施する。
この場合、甚大な被害が想定される地域において、復興が長期化した場合の代替機能を関東圏で担う必要があることも考慮する。
- 関東ブロックでは、地震による強い揺れにより山梨県で国道20号等の広域幹線道路及び津波により河川・道路・港湾施設等が被災することが想定されるため、関係機関が連携して、広域物流ルートの確保を優先して本格復旧を行う。

<平常時から準備しておくべき事項>

- ・ 関東ブロックと他の地域を結ぶ広域物流ルートの本格復旧(代替輸送ルートの設定も含む)について、リソースを優先的に投入する計画を明確にしておく。【共通】
- ・ 地震による被災の緊急復旧シミュレーション等を実施。【地整】

(2) 迅速な復旧に向けた取組

- 発災後、一日も早い生活再建に向け、インフラの迅速な復旧が急務であり、「災害査定効率化」をはじめとした災害復旧事業の迅速化・効率化の支援を実施する。
そのため、インフラ復旧をより迅速に実施できるよう、被災自治体の支援や民間事業者等との連携を一層進めていく。

<平常時から準備しておくべき事項>

- ・ 迅速性が求められる災害復旧や復興において、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し随意契約を含め適切な入札契約方式等を選定する 基本的な考え方を示した「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を平

成29年7月(令和3年5月改正)に国において策定し、地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考とするよう通知するとともに、地域発注者協議会等を通じて内容を周知する。また、調査及び設計業務においても同様の措置を講じる。【地整】

- ・ TEC-FORCE隊員を支援できる民間人材の確保やTEC-FORCEの活動をマネジメントする機能の強化など、TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化に努める。(再掲)【地整】
- ・ 大規模災害発生時に迅速かつ円滑に災害査定を行うため、平成29年1月から運用を開始した「大規模災害時の災害査定効率化(簡素化)及び事前ルール化」について、地方公共団体への説明会の開催により周知を図る。【地整】

(3) 担い手の確保・育成

- 災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・育成を図るため、長時間労働の是正及び週休2日の実現などの働き方改革、技能労働者の処遇改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。

<平常時から準備しておくべき事項>

- ・ 実勢を反映した設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の設定などによる適切な賃金水準の確保に努める。【地整】
- ・ 国庫債務負担行為や早期発注・繰越制度の活用による施工時期等の平準化を図る。【地整】
- ・ 社会保険への加入促進を図る。【地整】
- ・ 学校での出前授業により建設業の魅力を伝える情報発信等の取組を推進する。【地整】
- ・ 政府として策定した「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を、全ての関係者が遵守すべき共通ルールとして、建設業に携わる全ての関係者に対して周知・徹底する。【地整】
- ・ 国土交通省として策定した「建設業働き方改革加速化プログラム」について、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開する。【地整】

- ・ 業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムを構築する。【地整】
- ・ 建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する。【地整】
- ・ 公共工事の発注においては、分離分割発注の徹底や地域要件の設定を行うとともに、総合評価落札方式において、災害協定の締結状況や地方公共団体における工事の受注実績を評価し加点を行う等、地域企業の受注機会を確保する取組を実施する。【地整】

第4章 巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策

巨大地震による揺れ・津波・土砂災害・液状化・地盤沈下・火災等による甚大な人的・物的被害を軽減するため、国土交通省の各地方支分部局として取り組むべき予防的な対策について、中長期的な視点も踏まえつつ記載する。

4-1 強い揺れへの備え

(1) 住宅、建築物、宅地の耐震化等

- 南海トラフ巨大地震では、中部地方から九州地方にかけての太平洋沿岸部を中心に最大震度7という強い揺れが発生し、全壊する住宅や建物等が最大で約209.4万棟発生すると想定されている。
- 関東地方においても相当な揺れがあるため、こうした状況にあっても、人的な被害を最小限にとどめるため、戦略的に対策を推進する。
 - ・ 住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援により、住宅の耐震化及び多数の者が利用する建築物の耐震化を進める。【地整】
 - ・ ブロック塀等の安全確保に向けた取組を推進する。【地整】

(2) 公共施設の耐震化等

- 発災後、公共施設等がいかに迅速に防災拠点や緊急輸送道路、また耐津波防御施設として機能するかは、被害全体の規模や復旧・復興に向けた活動を左右する、極めて重要な要素である。

そのため、公共施設等については、これまで取り組んできた次に掲げる耐震性能の向上等に引き続き取り組むとともに、特に南海トラフ巨大地震により深刻な被害を受ける施設や地域においては、進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

 - ・ 津波の遡上等から地域を守るため、河川・海岸堤防、水門・樋門等について、地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進する。【地整】
 - ・ 発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送

や1日も早いサプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港等に関する施設について、耐震・液状化対策を推進する。【地整】【航空】

- ・ 発災後の速やかな応急活動の開始や被災者等の避難場所として機能を発揮するよう、庁舎等の耐震化やエレベーター整備の老朽化対策を推進する。【地整】【運輸】【航空】【気象】【海保】

- 施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理・更新を推進する。

- ・ 想定する揺れに対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づく的確な修繕を実施する。【地整】【航空】

(橋梁は5年毎、トンネルは2～5年毎に定期点検を行っている)

- ・ その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画的に取組を推進する。【地整】【航空】

(3) 信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備

- 南海トラフ巨大地震による強い揺れにより広範囲にわたり道路、鉄道等の広域輸送を担うネットワークが寸断されるなどの被害を受けると想定される。そのため、深刻な被害を受ける施設や地域については、進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

- ・ 道路ネットワークについて、広域的な代替路の整備によるネットワークのリダンダンシーを確保するため首都圏3環状道路及び中部横断自動車道等の整備を促進する。【地整】

- ・ 道の駅が災害対応活動の対応拠点として機能できるような整備を進める。【地整】

- ・ 緊急用河川敷道路、緊急用船着場等の整備。【地整】

(4) 地震観測の充実と長周期地震動対策

- 南海トラフ巨大地震においては、広域において強い揺れが発生することが想定されるため、地震の観測等を強化し、緊急地震速報の迅速化・高度化を進め

る。

○ 南海トラフ沿いの地震活動や地殻活動を観測するための体制、並びに異常な現象を観測した際に南海トラフ地震臨時情報等を適時・的確に発表するための体制を維持する。

- ・ 発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。また、関係機関と連携し、長周期地震動に関する情報の認知度の向上に向けた取り組みを行うとともに、長周期地震動による被害状況等の周知・啓発を進める。さらに長周期地震動の予測技術の開発等、予測情報(予報)の発表に向けた取組を進める。【気象】

(5) 土砂災害対策

○ 地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼしたり、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害危険箇所について、対策施設の整備を推進するとともに、地域住民の防災力を高めるための積極的・効果的な広報を含めた警戒避難体制の整備等、ハード・ソフトと一体となった効果的な土砂災害対策を推進する。

- ・ 南海トラフ巨大地震における強い揺れにより、土砂災害による防災拠点、重要交通網、避難路等への被害や孤立集落の発生が想定される。こうした被害の軽減に資する、砂防施設の整備を推進する。【地整】

4-2 巨大な津波への備

(1) 避難路・避難場所の確保等

- 南海トラフ巨大地震では、襲来する巨大な津波により、関東ブロックで最大で約2,900人が死亡すると想定されている。

そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける神奈川県、千葉県のパ洋洋沿岸等においては、進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

- ・ 道の駅や高速道路のSA・PA等への避難者の受け入れのため、避難路、避難階段の整備や道の駅の防災拠点化を進める。【地整】
- ・ 避難行動の際、参考となる道路等における標高標識や津波実績高などの表示を積極的に推進する。【地整】
- ・ 市町村によるハザードマップの作成や住民等による津波からの避難確保計画の作成を支援する。(再掲)【地整】
- ・ 部局横断的な地域支援体制を構築し、避難路・避難場所等の整備を含めた背後地が一体となった津波防災地域づくりや避難場所としての高規格堤防の整備を重点的に推進する。【地整】
- ・ 地震により発生が予測される津波の挙動を図示した津波防災情報図をインターネット等により提供することで、船舶の津波対策や避泊水域の検討など、港湾内の船舶の津波防災対策を支援する。【海保】
- ・ 発災時に湾内の船舶に対して警報等を迅速確実に伝達するとともに、危険な海域や避難海域等の情報を提供する。【海保】
- ・ 緊急地震速報、津波警報等及び津波観測情報の精度向上と迅速な発表に向けた取り組みを推進する。【気象】
- ・ 羽田空港での津波避難計画は策定され、行動計画の再周知、円滑な避難行動の実施及び職員個人の防災意識を高めることを目的とした合同訓練を実施しており、引き続き、実施していく。【航空】

(2) 津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等

- 南海トラフ巨大地震に伴う津波により深刻な被害を受ける施設や地域においては、進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

- ・ 津波から国土を守るとともに、沿岸住民等の避難のリードタイムを稼ぐため、河川管理施設・海岸堤防等の整備や耐震・液状化対策を進める。【地整】
- ・ 水門等の確実な操作のため、施設の耐震化等を進めるとともに、広範囲にわたり、かつ短時間で数多くの水門等を操作する必要があること、また東日本大震災では水門等操作に携わった多数の方々が津波の犠牲になったこと等を踏まえ、津波の影響がある河川では、重点的に水門等の自動化・遠隔操作化・無動力化を推進する。(再掲)【地整】
- ・ 住民等への被害を軽減するため、ゼロメートル地帯や広域地盤沈下が発生した場合のシナリオに沿った排水計画の策定を進める。【地整】

4-3 防災強化に向けた日頃からの備

(1) 防災訓練

- 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。
- また、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組みを活用するなど、救援活動等を実施する関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。
 - ・ 防災訓練は、逐次その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

【共通】

- ・ 中部、近畿、四国ブロックへ迅速にTEC-FORCEを派遣するため、各地方整備局と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。【地整】
 - ・ 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。【共通】
 - ・ 早期の災害応急対策による緊急物資輸送等の被災地支援、社会経済活動の回復等に資するために、港湾における関係機関等と連携した各種訓練や保有船舶の他港への派遣訓練等を実施する。(再掲)【地整】
- 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

(2) 防災教育の推進

- NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。
 - ・ 災害時の写真や動画等の提供、出前講座の実施などを推進。【地整】【気象】
 - ・ 特に学校においては、指導計画等の作成支援や授業に活用できる素材や手引き等の提供を実施。【地整】【気象】

- ・地域住民の防災意識向上等に貢献するため、自然災害伝承碑(自然災害に関する石碑やモニュメント等)の情報を地形図等に掲載することにより、過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切に伝える。【地理】
- 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務、円滑な水防活動等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団等の人材の確保、育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

(3) 防災広報の充実・強化

- 想定される深刻な事態をビジュアルに伝えるなど国民一人一人が高い意識を持ち、自助・共助による被害軽減を実現させるため、リスクコミュニケーションを展開する。
 - ・ 平時から容易に防災情報等を入手できる体制を構築。【地整】